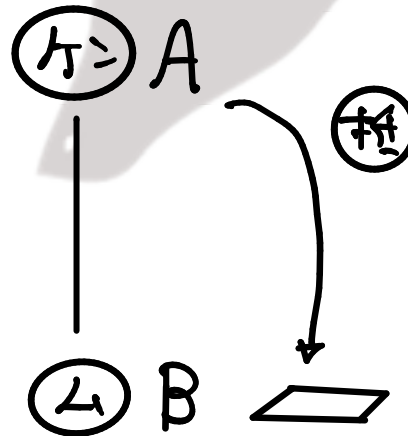


同時履行 管業 H01-06-4 <<#814>>

【問】正誤をつけよ。

AB間の金銭消費貸借契約にかかる担保のために、債権者Aに対して債務者Bが、自己所有の土地に抵当権を設定した場合においては、Aの抵当権設定登記の抹消義務とBの債務の弁済とは、同時履行の関係に立たない。



【答え】正しい

<<ポイント>> 同時履行 **管業【★基礎必須】** **宅建【★基礎必須】**

管業、宅建本試験では、同時履行の関係について、良く出題されています。下記の表はすべて基本事項として、覚えておくとよいです。

同時履行の関係に	
立つ	立たない
<ul style="list-style-type: none"> ・売主の物の引渡し(登記)と、買主の代金支払い ・取消し・解除による原状回復義務 ・受取証書の交付と、弁済 ・請負人の完成物の引渡しと、注文者の報酬支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借家屋の明渡しと、敷金の返還 ・抵当権抹消手続と、弁済 ・債権証書の返還と、弁済